商法・セレクト問題２

Date		Date		Date	
/		/		/	

株式会社（清算株式会社を除く。）の機関設計に関する次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア　取締役会設置会社は、株主総会及び３人以上の取締役を置かなければならないが、取締役会設置会社でない会社は、株主総会及び１人又は２人以上の取締役を置けば足りる。

イ　公開会社でなくとも指名委員会等設置会社となることができ、指名委員会等設置会社は、取締役会及び会計監査人を置かなければならない。

ウ　監査役設置会社は、取締役会を置かなくてもよいが、取締役会設置会社は、必ず監査役を置かなければならない。

エ　大会社は、会計監査人を置かなければならず、会計監査人設置会社は、必ず監査役を置かなければならない。

オ　指名委員会等設置会社は、会計参与を置くことができないが、公開会社でない取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、会計参与を置かなければならない。

1　ア・イ
2　ア・オ
3　イ・ウ
4　ウ・エ
5　エ・オ

正解 1

商法・セレクト問題２「株式会社の機関設計」

ア　正しい

すべての株式会社は、株主総会と、１人又は２人以上の取締役の設置が義務づけられる（会社法295条１項、326条１項）。さらに、取締役会設置会社においては、取締役は、３人以上でなければならない（同法331条５項）。

イ　正しい

公開会社でない会社も、大会社でない会社も、定款の定めにより指名委員会等設置会社となることができる（同法326条２項参照）。そして、指名委員会等設置会社は、取締役会及び会計監査人の設置が義務づけられている（同法327条１項４号、５項）。

ウ　誤　り

取締役会の設置は、①公開会社、②監査役会設置会社、③監査等委員会設置会社、④指名委員会等設置会社に義務づけられている（同法327条１項）が、監査役設置会社には義務づけられていない。これに対して、取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならないのが原則である（同条２項本文）が、公開会社でない会計参与設置会社であれば、監査役を設置する義務を負わない（同項ただし書）。さらに、取締役会設置会社であっても、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない（同条４項）。

エ　誤　り

大会社は、会計監査人の設置が義務づけられている（同法328条１項、２項）。そして、会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない（同法327条３項）が、会計監査人設置会社であっても、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社であれば（同条５項参照）、監査役を置いてはならない（同条４項）。

オ　誤　り

会計参与は、すべての株式会社において、定款の定めにより、任意に設置することができる（同法326条２項参照）。また、公開会社でない取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）においては、監査役と会計参与のいずれかを置かなければならない（同法327条２項）。

以上により、正しいものの組合せは肢１であり、正解は**1**となる。